

令和2年度 第9回柿崎区地域協議会次第

日時：令和2年12月15日（火）午後6時～
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

- (1) 柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見について・・・資料1
- (2) 地域協議会会長会議の開催結果について・・・・・・・・・・資料2-1 資料2-2
- (3) 柿崎区地域協議会各種委員会からの活動報告・・・・・・・・資料3-1 資料3-2

5 協議事項

- (1) まちづくりフォーラムの概要について・・・・・・・・・・資料4
- (2) 令和3年度地域活動支援事業に係る柿崎区の採択方針等について・・・資料5

6 その他

- (1) 地域協議会だより（第40号）の発行について
- (2) 第10回柿崎区地域協議会の開催について
日 時：令和3年1月19日（火）午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

柿崎マリンホテルハマナスに対する地域団体等からの意見について

○意見聴取期間：令和2年10月21日(水)～11月27日(金)

○地域団体：8団体 柿崎区町内会長連絡協議会、柿崎商工会(理事)、上下浜町内会役員会、柿崎観光協会(理事)、柿崎まちづくり振興会(理事)、柿崎料理旅館組合(会長、副会長)、鶴の浜温泉観光組合(会長)、柿崎スポーツクラブ(副会長)

○配付資料：別添資料のとおり

○主な意見：下表のとおり

柿崎区総合事務所

利 用	市 財 政	三 セ ク
<p>○利用者(全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水浴客や米山の登山客等、区にお金を落としてもらうため重要な施設。 ロケーションが素晴らしく、温泉もすごく良い。柿崎は宿泊できる施設が減ってきており、なくなると困る。 風呂・レストラン・部屋へエレベーターの利用であまり歩かず移動できる。高齢者には便利な施設。 施設がなくなっても、特段困ることもない。 大学女子バレーボールの合宿受け入れには必要。 はまなすふれあいセンターを廃止したことが利用者数、収入が落ちた原因。 <p>○温泉</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の旅館等の宿泊客が日帰り入浴でも利用する(旅館等で送迎を実施)。 周辺に吉川ゆっつりの郷や鶴の浜人魚館等の類似施設があるため利用者は増えない。 日帰り入浴は時間制限をしているため、利用する人がいない。 日帰り入浴の利用者が気軽に休める休憩室がない。 源泉の質が良く療養泉として素晴らしい。 <p>○宿泊</p> <ul style="list-style-type: none"> 部屋が和室ばかりでベットの部屋が少ない。 宿泊施設として残すなら目玉商品が必要。例えば釣り宿に特化するなど 目の前の海岸で魚釣りする県外客をホテルに呼び込む方策が必要。 宿泊に特化するべき。ビジネスホテルとしての展開も1つの案。 <p>○レストラン</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日休業の日があり利用しづらい。 月替わりの企画をしてほしい。区民からのアイデアを募集したらどうか。 料理がおいしくない。 経営においてレストランが足を引っ張っているのではないか。 レストランを改修したのだから、是非活かしてほしい。 気軽に行ける場所であることが大切。 地域の人は値段の高いレストランに行っても温泉には入らない。 喫茶店があれば良い。 <p>○宴会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の料理店と競合する。 これまで利用していたが、料理がおいしくないため、別のところを利用している。 当初宿泊のみで宴会や法事は受けないとのことだったが、結局受けており地域の料理店の売り上げは落ちた。 地域の料理店と切磋琢磨し、地域から評価されるようになってほしい。 集客に向け、月毎のイベント開催、地産地消の料理の提供をしてほしい。 <p>○部屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～2人部屋や和洋室も作っていかなければ、若い人は来てくれない。 開業当初からみると旅行の形態が変わり、ホテルの造りも今の形態に合っていない。 	<p>○存続</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設をこれで終わりにしてほしくない。もう少し有効利用してほしい。 市の施設としてではなくとも施設が存続すれば良い。 まずは市と株主で協議を進めていくべき。 <p>○民間譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の予算で維持するよりも民間譲渡が可能であればそのほうが良い。 柿崎の1つの核。残すべき。民間事業者のノウハウに任せたいほうがよい。 <p>○廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の大切な税金をつぎ込むなら廃止すべき。ちょうどいい転換期。 <p>○民業圧迫</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の経営状況からみると公費を投入し民業圧迫するのはどうかと思う。 地域の旅館や料理店は、施設の修繕等を自ら実施している。コロナ禍による補填も同様である。 <p>○設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設存続には市の設備投資が必要不可欠である。 	<p>○経営・人事</p> <ul style="list-style-type: none"> このままだと清算しなければならなくなる。思い切った営業方針の転換が必要。 三セクではなく、経営のプロ、コンサルを入れるべき。 これまでの人事のまずさが利用人数や売り上げの減少につながった大きな原因である。 施設が廃止となる場合、現社員の雇用先が心配。 <p>○営業</p> <ul style="list-style-type: none"> 三セクの必死さが見えてこない。 営業やスタッフのサービス、ホテルとしてのクオリティーに問題がある。 ホテルの機能プラス地域の住民への営業について、工夫や改善を期待。 地域の旅行会社と連携し営業するべき。 良いロケーションがあるのだから、もっとアイデア、企画を出すべき。 <p>○Jホールディングス</p> <ul style="list-style-type: none"> Jホールディングスが赤字の施設を黒字にするという話であったが、黒字になっていない。 <p>○設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械設備への塩害被害がある中、黒字化は大変である。 <p>○地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元の従業員がいなく馴染みが薄くなり、利用機会が少なくなった。 区民からの要望事項のアンケートを行えば、取り上げられそうなものが出てくる可能性がある。

○今後の対応：地域団体等からの意見を踏まえ、今後の利用見込みや修繕計画など総合的な観点により施設の適正配置に向けた検討を行っていきます。

《柿崎マリンホテルハマナスの現況について》

別添資料（R2. 9. 15第6回柿崎区地域協議会配付資料）

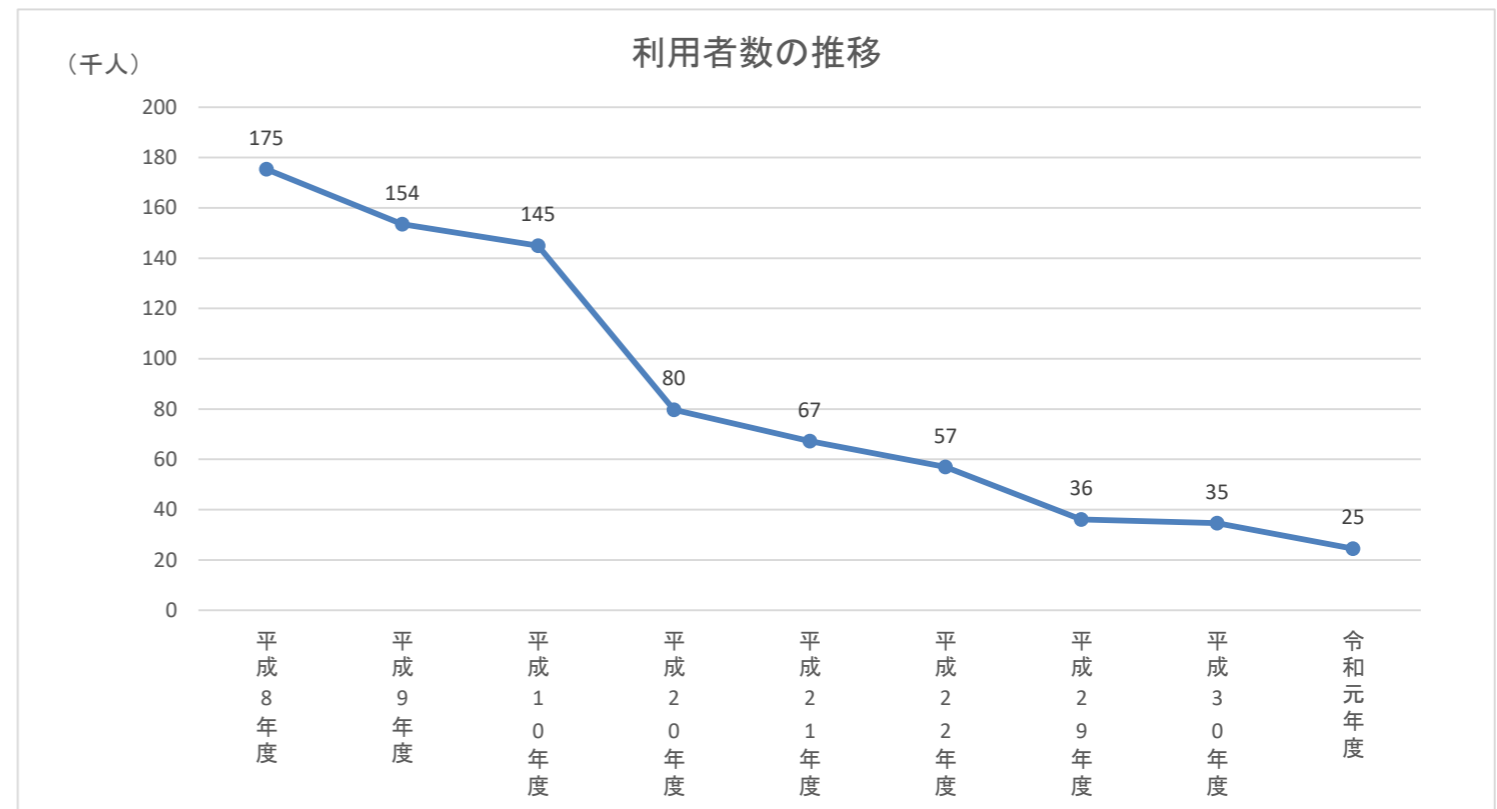
1 施設名 柿崎マリンホテルハマナス

2 施設の設置目的（条例から入力）

市民に休養の場を提供することにより健康の増進を図るとともに、生活文化の向上を図るため、宿泊休養施設を設置する。

3 施設の概要（行革公の施設の管理台帳等）

所在地	上越市柿崎区上下浜262番地
主な施設機能	宿泊、日帰り温浴、レストラン（令和2年3月末現在）
設置	平成6年度3月
構造	鉄筋コンクリート造4階建（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
耐用年数	50年（到来年：令和26年）
面積	1977.66㎡
現在の管理形態	指定管理
指定管理者	柿崎総合開発株式会社
現指定管理期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
施設の現状（修繕履歴、不具合の状況など）	施設の老朽化に伴い、近年、空調設備や給排水配管、循環ポンプなどの衛生設備の修繕などが急増している。今後は漏水に伴う屋根・外壁等の修繕、エレベーターの更新など、大規模な工事も必要である。



4 利用者数（延べ）

（単位：人）

項目	設立当初			中間期			直近3か年		
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
宿泊				8,511	8,873	7,759	5,946	5,508	5,198
宴会				7,701	7,358	8,573	6,491	6,114	5,116
レストラン				-	-	-	8,436	7,989	4,009
入浴				2,205	1,797	1,683	14,412	14,413	9,761
貸室				1,736	1,446	1,256	817	571	416
ハマナスふれあいセンター(日帰り温浴)				59,599	47,750	37,747	※H27. 3月で施設廃止		
合計	175,350	153,520	144,990	79,752	67,224	57,018	36,102	34,595	24,500

5 市の収支状況（市決算書）

（税込み、単位：千円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
収入（A）	78	170	0	
支出（B）	修繕料	4,341	2,858	3,516
	指定管理料	3,710	3,710	8,107
	その他委託料	184	150	664
	その他	3,672	4,801	9,015
	合計	11,907	11,519	21,302
公費投入額（B-A）	11,829	11,349	21,302	
利用者1人当たりの公費投入額（円）	328	328	869	
※ 入湯税収入額	2,281	2,152	1,653	
※ シニアパスポート補助額	727	827	623	

6 指定管理者の収支状況（市決算書）

（税抜き、単位：千円）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
収入（A）	利用料金収入	111,896	101,482	90,267
	指定管理料	3,435	3,435	7,437
	その他	1,256	2,533	3,390
	合計	116,587	107,450	101,094
支出（B）	133,854	122,630	111,033	
差引（A-B）	△ 17,267	△ 15,180	△ 9,939	

2020 年 11 月 25 日

上越市地域協議会会長会議

柿崎区地域協議会会長 吉井一寛

直江津学びの交流館イベントホールにて地域協議会会長会議が開催されました。

1 部は野澤副市長より「これからのまちづくりと地域自治」と題して講話があり、2 部は令和 3 年度の地域活動支援事業についての説明、3 部は全員が 3 グループに分かれてグループ単位での意見交換会でした。

野澤副市長の講話では自治とは「自分たちのことを自分達で処理すること」と話され市民の自覚、議会の役割、行政の責務について考えを述べられました。印象に残ったのは公助→共助→互助→自助の順で、公助がまず先にあるべきだ！との考えに添って行政を行っている、とのことでした。

また、合併を振り返り、新しい自治の仕組みを再構築していく必要がある、そのためには地域協議会の活動に期待している、とのこと。さらに「これからのまちづくりで大切にしたいこと」としてまちづくりの方向性をはっきりさせ、それを実行していく仕組みを作っていく、とのことでした。

困っている人を助ける、頑張っている人を応援する、市民に寄り添う行政を目指します、と講演を閉められました。

2 部では令和 3 年度地域活動支援事業案の説明があり、各地域協議会で採択方針の確認を行う様、依頼がありました。3 部のグループ討議では有田地区や和田地区から、人口が集中し新旧住民の一体化に悩んでいる、学校では生徒数増大に伴う再編問題が派生している、との報告がありました。しかしながら、多くの地域協議会では人口減少で問題が発生している、なかでも、空き家対策が最も深刻である、との報告がありました。

また、本年度は地域協議会の委員が改選され新しい委員が多く選出され、地域の課題抽出が遅れている様子でした。

地域協議会会長会議 次第

と き 令和 2 年 11 月 25 日 (水)
午後 2 時から

と ころ 直江津学びの交流館
イベントホール

1 開会

2 あいさつ

3 講話「これからのまちづくりと地域自治」(上越市副市長 野澤 朗)

4 意見交換 … 意見交換 実施シート

- * 3 グループに分かれての意見交換
- * 意見交換終了後、その内容を全体へ報告

5 連絡事項

(1) 令和 3 年度 地域活動支援事業について … 資料 1

6 閉会

令和3年度地域活動支援事業について（案）

※令和3年度の地域活動支援事業の概要は、令和2年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和3年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、内容について変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p>	<p>4 事業の概要</p> <p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的

- 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであり、また、身近な地域の課題解決に向けた自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みでもあることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。
- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割に適う活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円 (均等割 7 : 人口割 3)

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2月中旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
2月下旬～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより周知・説明会・個別相談)
4月1日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。
ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。
 - ・ 応募や実績報告などに要する事務的な経費 (提出資料のコピー代や郵送代、等)

- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助率は10/10以内とする。
- ただし、補助率の設定及び上下限の設定は、各地域協議会による地域の実情を踏まえた判断に委ねることとする。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに提出する（新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、郵送（消印有効）での手続きも可能）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付の際に確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

視点	内容	審査の方法
ウ) 共通審査 ※具体的な項目は下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数をつけなくともよい。	項目ごとに配点し、採点

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、広く市民に公表する（各区での成果報告会等の開催、事例集や市ホームページでの周知等）。

地域の交通を考える会 会議記録

日時	令和2年12月1日(火) 18:30~19:45	出席者	武田委員長、吉井会長、貝谷委員、 片桐(宏)委員
場所	市民活動室		
記録者	貝谷委員	欠席者	岩野委員、小山委員、吉村委員
標 題	第2回 地域の交通を考える会		

○近隣地域の取組状況の資料を確認

津南町の事例を参考に、出雲崎町、長岡市で乗合タクシーが導入された。
詳細を把握するためには視察を行う必要がある。

○上越市の方針では、三和区や妙高市のように NPO 法人が運行体制を整えれば、補助金が交付される。タクシー会社と提携するか、まちづくり振興会の NPO 法人化で運行するか検討していく必要がある。

○今後の予定

月	内容
12月	バス路線の廃止が予想される町内会長にヒアリングを行う。 吉井会長が連絡をとり、依頼する。
1月~2月	近隣地域の視察(三和区、妙高市、糸魚川市、津南町など) 事務局春日さんに協力依頼する。 誰がどこに視察に行くかは今後調整する。
3月	行政(市交通政策課)との意見交換を行う。

○第3回委員会の開催について

12月15日の地域協議会までに決定する。

↓ (※下記のとおり決定)

日時：12月18日(金)午後6時30分から

場所：市民活動室

内容：バス路線の廃止が予想される地域の交通施策を検討している有志3名から話を聞く。

柿崎空き家活かそうプロジェクト 会議記録

日 時	令和 2 年 11 月 26 日 (木) 18:30~19:50	出席者	白井副会長、蓑輪委員長、薄波副委員長、 片桐充委員、小出委員、中村委員、箕輪委員、 吉井会長、今井副課長、朝日係長、春日主任
場 所	市民活動室		
記録者	片桐委員	欠席者	なし
標 題	第 2 回 柿崎空き家活かそうプロジェクト		
<p>○本日のテーマ「上越市の空き家対策の取り組みについて」 (講師：建築住宅課、今井副課長、朝日住宅対策係長)</p> <p>●蓑輪委員長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の会議記録の確認 ・会議記録担当：片桐充委員 <p>●吉井会長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先日の会議で野澤副市長より話があって、市と地域協議会是对立軸ではなく、話し合い合意していかなければならない。各地域協議会の検討事項では、空き家対策が多いが、抜本的な対策は出ていない。柿崎区で良い方向性を示せば素晴らしい。 <p>●「上越市の空き家対策の取り組みについて」今井副課長、朝日住宅対策係長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料「第 2 期上越市空き家等対策計画（案）新旧対照表」を基に説明。空き家はあくまで個人の資産である。この計画案は議会の委員会では了解を得ている。3 月末までに決定する予定。(以下説明の抜粋) ・4P 計画策定の背景。 ・13P 市の認定・判定済の空き家数。柿崎区 217、上越市 3042。 ・15~16P 空き家対策に係る基本方針。 ・17~19P 空き家対策の方向性。空き家管理サービスの推進：現在 3 事業所（NPO 法人新潟ホーム管理サービス・上越市シルバー人材センター・上越市環境衛生公社）と協定を締結。特定空き家等の対応：昨年、町家で略式代執行があり市で 800 万円の費用がかかった（国より 1/2 の補助が出る、最終的には所有者が負担する）。 ・20P 利活用。①空き家バンクの活用：運用は宅建協会が行い今までで 35 軒が成約、昨日現在 23 軒が登録（1 軒契約したので 22 軒）、掲載されると契約が成立することが多い。外見だけで判断すると白アリの被害があったケースがあり、宅建協会が入った方が安心。②移住定住支援：中郷区で移住の対応をしている。③跡地の利活用。④付加価値を生み出す活用：事例はない。 ・21P 予防（空き家発生の抑止）U I J ターンの促進。住宅の長寿命化の支援：耐震診断。 ・26P 相続登記の義務化。 ・空き家対策について、上越市では今後 5 年の計画で推進。 (裏面あり) 			

●質疑応答

- ・白井：空き家・土地の寄付は受け付けているのか。
- ・回答：市として寄付は受け付けていない（土地開発公社がなくなったので、目的のない土地は買わない、所有しない）。
- ・薄波：空き家の利活用について教えてほしい。
- ・回答：仲町の町家をコーヒーショップ（1F）・オフィス（2F）に、柿崎区下牧地域では古民家を改築し販売、浦川原区では古民家を喫茶店にしている。
- ・吉井：空き家バンクに現在 23 軒の登録があるが、市としては増やそうとしているのか。何かアピールしているのか。
- ・回答：目標として 100 軒の登録を宅建協会にお願いしている。不動産屋のホームページでは、物件をVRで紹介したり、ドローンを使って見せている。改装して販売・賃貸をしている。空き家バンクでもそのような見せ方が出来ればいいのだが。
- ・小出：空き家の情報は教えてもらえるのか。
- ・回答：データとしてあるが、所有者が知られたくないケースがある。GISシステムで地図上に赤で囲っている。各区で見られるようになっている。
- ・蓑輪：空き家の利活用の事例・情報を教えてもらえるのか。登記の手続きが大変なので行政で手助けの案内は出来ないのか。
- ・回答：利活用の事例・情報は、お渡しできるものは開示する。登記が進んでいないのが現状、市として情報提供について検討したい。

●第3回の開催について

- ・日時：令和3年1月13日（水）午後6時30分～ 市民活動室
- ・内容：空き家の利活用について、柿崎で出来そうなものを各自持ち寄る。
市から情報提供のある空き家利活用の事例、空き家の実態（個人情報）について検討する。

まちづくりフォーラムの概要について

1. 実行委員長、副委員長について

委員長 武田委員

副委員長 吉村委員

2. フォーラムの概要

(1) 目的

- ・地域活動支援事業に取り組んだ団体の成果報告を行うとともに、次年度の募集周知を行う。
- ・活気あるまちづくりのために自らができることを考える。

(2) 日時

令和 3 年 2 月 23 日（火曜・祝日） 午後 1 時 30 分から

(3) 会場

柿崎地区公民館 3 階 集会室

(4) 内容

① 柿崎区地域協議会の活動報告（30 分程度）

地域の交通を考える会、柿崎空き家活かそうプロジェクトの活動等を報告。

② 令和 2 年度地域活動支援事業の成果発表（15 分×3 事業＝45 分程度）

新規事業である 6 事業のうち、下記の 3 事業について団体から発表してもらおう。

【発表予定の事業】

・柿崎ソフトテニス活性化事業（柿崎ソフトテニスクラブ）

・柿崎中学校創立 50 周年記念式典・記念講演会事業

（柿崎中学校創立 50 周年記念事業実行委員会）

・Happiness イルミネーション～柿崎の皆さんに幸福と幸せと喜びを～

（柿崎商工会青年部）

③ 令和 3 年度地域活動支援事業の概要説明（15 分程度）

事務局から説明する。

3. その他

地域活動支援事業の活動報告集を作成する。